

第21期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株式会社の支配に関する基本方針
剰余金の配当等の決定に関する方針
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(2019年9月1日から2020年8月31日まで)

株式会社出前館

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「株式会社の支配に関する基本方針」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://corporate.demae-can.com/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び当社子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、当社及び当社子会社の取締役は、行動規範及びコンプライアンス・リスク管理ガイドラインを制定し、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努めております。また、管理部門を中心に、全社的なコンプライアンスに関する社内研修、ガイドライン・マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成し、堅持するための体制づくりに努めております。法令もしくは定款上疑義のある行動等の早期発見と是正を目的に内部通報制度を制定・施行しており、通報者の保護を明確にし、制度の周知徹底・運用を行っております。

一方、監査役は、この内部統制システムの有効性と機能を監査し、取締役に対する改善の助言または勧告を行う体制を確保しております。また、内部監査室は、業務活動の遂行に対して独立した立場から、当社及び当社子会社の内部統制の整備・運用の状況及びリスク管理の状況を調査し、その改善事項を取締役、監査役会並びに所管部門責任者へ報告を行う体制を確保しております。

- ② 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び当社子会社の取締役の職務執行に係る情報は、情報管理規程並びに文書管理細則等に基づき、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）で適切に保存・管理することとし、必要に応じて文書等の閲覧が可能な状態を維持しております。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすリスクに備えるため、リスク管理に関する規程やマニュアルを制定し、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的なリスク対応の体制を整備しております。なお、不測の事態が発生した場合は、緊急対策本部を発足し、損失を最小限にとどめるための適切な方法を検討し、迅速に対応する体制を整備しております。

④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社子会社において、定時取締役会を原則として月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、常勤取締役が参加する経営会議を週1回程度開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って、迅速かつ機動的な意思決定を行っております。また、取締役会において中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標及び取締役ごとに業績目標を明確化し、定期的に進捗状況のレビューを行っております。進捗状況の確認に限らず、課題への取り組み・改善を促すことで、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築しております。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社については、当社の所管部門が業務の効率性・有効性、リスク管理体制及び法令の遵守状況等に関する管理・監督を行い、経営会議にて定期的な報告を実施しております。なお、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議することを明文化しております。

その他、当社と子会社及び子会社間での取引は、法令・会計原則・税法・その他の社会規範に照らし適切に対応する体制を整備し、周知徹底を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役または監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、内部監査室または管理部門所属の使用人を、その職務に専従させることができるものとする体制を確保しております。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人は、監査役または監査役会の職権に服すると同時に各取締役から独立した存在とし、経済的及び精神的に不当な取り扱いを受けないことの保証と周知徹底を行っております。

また、当該使用人は、監査役または監査役会からの指示に基づく監査業務を遂行するために必要な調査権限や情報収集の権限を有するものとし、各執行部門は、これに協力する体制を確保しております。

⑧ 当社及び当社子会社の取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が、その職務の執行にあたり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査役または監査役会にその内容を報告できる体制を確保しており、当該報告をしたことによって経済的及び精神的に不当な取り扱いを受けないことの保証と周知徹底を行っております。

- イ. 職務の執行により会社に重大な損害を与えるおそれがある等の重要事項
- ロ. 法令及び定款に違反する行為または社会通念に照らして不当な行為
- ハ. その他、監査役または監査役会が必要と判断した事項

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会への出席のほか、内部監査室並びに会計監査人とも連携を十分にとり、定期的な意見交換等により、効果的な業務監査並びに会計監査の遂行に努めております。また、当該監査役がその職務の遂行にあたり生じた必要費用については、請求等に従い、速やかに処理を行います。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社子会社の財務報告に係る透明性・信頼性の確保及び内部統制報告書の有効性かつ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制の整備、運用の状況を評価し、継続的な見直しを行うことを明文化し、実施しております。

⑪ 反社会的勢力に向けた体制

当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与えるいずれの勢力とも関わりを持たず、不当な要求を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応する旨を明文化し、周知徹底に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な取り組みは、以下の通りであります。

① コンプライアンスに対する取り組み

当社及び当社子会社の取締役等及び使用人に向けて、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを定期的に発信するとともに、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、法令の遵守に関する全社的な研修を実施し、コンプライアンス意識向上に向けた取り組みを継続的に行いました。

② リスク管理に対する取り組み

当社及び当社子会社の主要な損失の危険に関する事項は、経営会議及び取締役会にて所管部門の管理者から定期的に報告が行われております。

③ 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組み

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、社外監査役3名も出席しております。取締役会は、計20回開催し、各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行っております。また、子会社における経営上の重要な意思決定事項については、当社取締役会にて決議を行っております。

④ 監査役の職務の執行について

監査役は、監査計画に基づき監査を実施するとともに、定時取締役会後に監査役会を開催し、必要に応じて代表取締役、取締役等と監査内容についての意見交換を実施いたしました。また、監査役は、四半期毎に会計監査人と面談し、監査結果の報告を受けるとともに、経営上の重要事項についての意見交換を実施いたしました。

⑤ 内部監査の実施状況について

内部監査室は、内部監査計画に基づき、次に掲げる監査並びにモニタリングを実施し、取締役会及び監査役会に報告を行いました。

- イ. 当社及び当社子会社における業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理状況に関する業務監査
- ロ. 財務報告に係る内部統制監査
- ハ. 内部通報制度の整備・運用状況のモニタリング

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な事業展開のもと、経営基盤の強化、経営効率の改善を図ることにより企業価値を高め、株主の皆様に対して継続的かつ安定的に利益還元を図ることを基本方針と位置付け、将来に向けた積極的な投資を行いつつも、配当性向は30%を目安とする一方、安定的に継続して実施することも目指しております。

当社の剰余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としております。なお、会社の業績に応じた株主の皆様への利益還元を柔軟に実施するため、当社は、「毎年2月末日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当として剰余金の配当を行うことができる」旨を定款に定めており、これらの剰余金の配当については、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会を決定機関としております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1 社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社薩摩恵比寿堂
- ・連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(2) 持分法適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社の数 1 社
- ・主要な会社等の名称 日本フードデリバリー株式会社
- ・持分法適用手続に関する特記事項 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

a. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

b. たな卸資産

連結子会社は主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- a. 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 4～32年 |
| その他 | 2～15年 |
- b. 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- c. リース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- a. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- b. 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

記載金額の表示

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び以下の注記の記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

215,247千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	44,390,500株	41,096,000株	一株	85,486,500株

(注)発行済株式の株式数の増加は、第三者割当による新株式発行によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,455,074株	一株	184,000株	3,271,074株

(注)自己株式の株式数の減少は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2019年11月28日開催の第20期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 147,367千円
- ・1株当たり配当額 3円60銭
- ・基準日 2019年8月31日
- ・効力発生日 2019年11月29日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

取締役会決議年月日	2014年12月25日
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	31,200株
新株予約権の数	39個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投融資について、必要な資金を銀行借入、増資等で調達しており、余剰資金については、資産運用規程やこれに準じた方針に基づき、安全性の高い金融商品に限定し、運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

- イ. 営業債権である売掛金及び未収入金については、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信並びに取引先管理規程やこれに準じた方針に従い、取引先ごとの入金状況及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングしております。
- ロ. 投資有価証券は、主に長期保有目的の上場株式と非上場株式であります。上場株式は、市場価格等の変動リスク及び発行会社の信用リスクを有しております。これらは当社グループの資産運用規程に従い管理し、時価の変動要因を定期的にモニタリングしております。非上場株式は、発行会社の財務状況の悪化等によるリスクを有しております。これらは当社グループの資産運用規程に従い管理し、定期的に当該株式の発行会社より情報を入手し、財務状況等の把握に努めております。
- ハ. 営業債務である買掛金及び未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、定期的に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
イ. 現金及び預金	28,966,185	28,966,185	—
ロ. 受取手形及び売掛金	134,904	134,904	—
ハ. 未収入金	6,375,530	6,375,530	—
ニ. 投資有価証券	97,411	97,411	—
ホ. 支払手形及び買掛金(*)	(54,026)	(54,026)	—
ヘ. 未払金(*)	(6,867,242)	(6,867,242)	—
ト. 未払法人税等(*)	(201,259)	(201,259)	—

(*) 負債に計上されている支払手形及び買掛金、未払金及び未払法人税等については、金額を()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

イ. 現金及び預金、ロ. 受取手形及び売掛金、ハ. 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ. 投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。

ホ. 支払手形及び買掛金、ヘ. 未払金、ト. 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	3,088
関 連 会 社 株 式	82,222

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「ニ. 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日以後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
現 金 及 び 預 金	28,966,185
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	134,904
未 収 入 金	6,375,530

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 346円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失(△) | △73円86銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

(1) 新株予約権（有償ストック・オプション）の発行

当社は、2020年10月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役および従業員に対し、ストック・オプションとして下記のとおりⅠ．第12回新株予約権およびⅡ．第13回新株予約権を発行することを決議しております。

Ⅰ．第12回新株予約権

新株予約権の数	5,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式520,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	未定 (新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準とした額とする。 なお、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺する。)
新株予約権の行使価額	未定 (行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。)
新株予約権の行使期間	2023年1月20日から2026年1月19日 (ただし、下記の「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。)
新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金に組み入れる額(円)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使条件	(注)
新株予約権の払込期日	2021年1月19日
新株予約権の割当日	2021年1月19日
新株予約権の割当対象者	当社従業員 330名

(注) 本新株予約権の主要な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年8月期乃至2023年8月期のいずれかの期において、当社の経常利益が黒字となった場合、本新株予約権を行使することができる。なお、経常利益の判定においては、当社の有価証券報告書に記載

される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益を参照するものとし、本新株予約権にかかわる株式報酬費用が発生した場合にはこれを除外して計算するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑥ 本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。

II. 第13回新株予約権

新株予約権の数	1,700個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式170,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額	新株予約権1個につき、1,202円
新株予約権の行使価額	新株予約権1個につき、310,500円
新株予約権の行使期間	2023年1月20日から2026年1月19日 (ただし、下記の「新株予約権の行使条件」を満たしている場合に限る。)
新株予約権の行使により新株を発行する場合の発行価額のうち資本金に組み入れる額(円)	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使条件	(注)
新株予約権の払込期日	2021年1月19日
新株予約権の割当日	2021年1月19日
新株予約権の割当対象者	当社取締役 4名

(注) 本新株予約権の主要な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2021年8月期乃至2023年8月期のいずれかの期において、当社の経常利益が黒字となった場合、かつ、2021年8月期乃至2025年8月期のいずれかの期において当社の売上高およびGMV（1年間のオーダー数×平均注文単価）が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度と

して行使することができるものとする。

- (a) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期で売上高が280億円を超過した場合30%行使可能
- (b) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期で売上高が600億円を超過した場合上記(a)を含めて40%まで行使可能
- (c) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期で売上高が970億円を超過した場合上記(b)を含めて50%まで行使可能
- (d) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期でGMVが1,600億円を超過した場合30%行使可能
- (e) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期でGMVが2,500億円を超過した場合上記(d)を含めて40%まで行使可能
- (f) 2021年8月期乃至2025年8月期までのいずれかの期でGMVが3,400億円を超過した場合上記(e)を含めて50%まで行使可能

なお、経常利益および売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益および売上高を参照し、GMVの判定においては当社の有価証券報告書に記載されるKPI指標を参照するものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任および定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 退任取締役に対する退職慰労金贈呈

当社は、2020年11月26日開催予定の第21期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時を以て任期満了で退任する取締役1名に対し、2020年10月15日開催の取締役会において、贈呈総額100,000千円以内とする贈呈を本定時株主総会の議案として付議することを決議しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 関係会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～32年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

記載金額の表示

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び以下の注記の記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 136,849千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 527,633千円

短期金銭債務 107,580

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分） 145千円

営業取引（支出分） 942,961

営業取引以外の取引（収入分） 8,018

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,455,074株	一株	184,000株	3,271,074株

(注) 自己株式の株式数の減少は、ストックオプションの権利行使によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

フリーレント賃料	1,094千円
貸倒引当金	22,551
賞与引当金	21,844
未払事業税	48,318
投資有価証券評価損	4,717
減損損失	356,086
繰越欠損金	931,567
その他	9,585
繰延税金資産小計	1,395,764
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△931,567
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△464,197
評価性引当額小計	△1,395,764
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△22,112
繰延税金負債合計	△22,112
繰延税金負債の純額	△22,112

6. 関連当事者との取引に関する注記

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	LINE株式会社	東京都新宿区	97,284	コミュニケーションアプリ「LINE」の運営等	被所有直接 35.8	役務の提供 役員の派遣	決済代金の回収	—	未収入金	527,145

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し決定しています。

(イ) 役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	洲崎 由佳	—	—	当社元取締役	被所有直接 0.18	—	ストック・オプションの権利行使 (注)	17,050	—	—

- (注) 1. 2014年11月12日開催の取締役会決議により発行した新株予約権(ストック・オプション)の権利行使であります。なお、取引金額は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 2019年11月28日を以て、洲崎由佳氏は取締役を退任しており、上記は、在任期間中の取引を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 347円35銭
- (2) 1株当たり当期純損失(△) △75円75銭

8. 重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「6. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。